かわさきマイスター選考基準

1 趣 旨

この基準は、川崎市マイスター事業要綱第4条に基づき、候補者の選考基準について定める。

2 かわさきマイスターの要件

かわさきマイスター選考委員会は、推薦書に記載されている内容の審査及び調査に基づき、次の各号の要件を全て満たす者の中から、真にかわさきマイスターにふさわしい者を選考する。

- (1) 卓越要件
 - 保持している技術・技能が極めて優れているか。
- (2) 有効・有用要件 その技術・技能が有効に活用されており、欠くことのできないものであるか。
- (3) 現役要件 現役の技術・技能職者として活躍中であり、今後もその技術・技能を維持し、発展できるか。
- (4) 人格要件
 - 技術・技能職者の代表として、また、後進の目標となる人物としてふさわしいか。
- (5) 協力要件

かわさきマイスターの協力を得て実施しようとする市の事業に、可能な範囲で協力できるか。

- ア 保持する技術・技能の記録、保存、展示、披露等の事業への協力
- イ 学校での技術・技能教育や進路指導への協力
- ウ その他技術・技能の尊重、振興及び継承に関わる事業への協力
- 3 他の叙勲、褒章、表彰等との競合 選考にあたっては、過去の叙勲、褒章、表彰等の受賞にとらわれないものとする。
- 4 その他

選考にあたって疑義のある事項については、その都度、選考委員会委員長が委員会に 諮り、協議の上決定するものとする。

付 則

この基準は、1997年(平成9年)4月1日から施行する。

付 則

この基準は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。